

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報

「一般廃棄物処理基本計画」および「大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画」の改定案にご意見を

市では、ごみの発生を抑え、環境負荷が少ない循環型社会を目指す「一般廃棄物処理基本計画」および「大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画」の策定作業を進めています。このたび、計画の改定案がまとまりましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

皆さんから頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

○意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方

○募集期間 1月4日（木）～2月2日（金）

○閲覧場所 市役所 4階資源対策課・1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、各コミュニティセンター（市ホームページで閲覧可）

○意見の提出方法 住所、氏名（法人などは名称と代表者氏名）、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所資源対策課宛てに郵送（必着）、ファクスまたは直接担当へ（市ホームページから電子申請可）

※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えてご記入ください。

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報

「障害者計画（素案）」および「障害福祉計画（素案）」にご意見を

市では、平成30年度～32年度を実施期間とする、障がい者福祉の推進に関する計画として「障害者計画・第五期障害福祉計画」の改定作業を進めています。このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

皆さんから頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

○意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方

○募集期間 1月18日（木）～2月16日（金）

○閲覧場所 市役所 1階障がい福祉課・市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、各コミュニティセンター（市ホームページで閲覧可）

○意見の提出方法 住所、氏名（法人などは名称と代表者氏名）、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所障がい福祉課宛てに郵送（必着）、ファクスまたは直接担当へ（市ホームページから電子申請可）

※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えてご記入ください。

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043

1月に納めていただくのは

▽国民健康保険税（8期）▽介護保険料（8期）▽後期高齢者医療保険料（7期）

※市指定の金融機関、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアなどで納めてください。使用料などもお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ）。

担当

環境政策課

☎046(252)8214
☎046(257)7743

雨水浸透施設などの設置助成

市では、地下水・湧水量の保全のため雨水浸透施設などの設置費用の一部を助成しています。

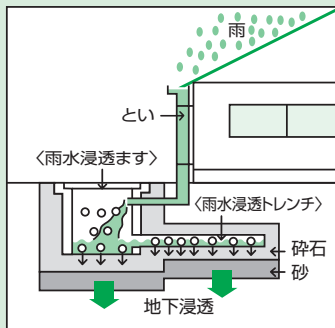
▽雨水浸透ますⅡ1基当たり1万2500円（2基から4基分までを助成）
※重点的涵養推進区域は1基当たり1万7千円。
▽雨水浸透トレンチⅡ1メートル当たり6500円（1メートル未満は切り捨て、

上の駐車場）1平方メートル当たり500円（上限500平方メートル分）
▽雨水貯留槽Ⅱ本体価格の半額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨て、上限2万5千円）
※雨水浸透施設に接続されていない雨どいに雨水貯留槽を設置する場合は、助成

対象外となるのでご注意ください。他にも助成要件があるので事前に担当へご相談ください。
※予算の範囲内で実施するので年度の途中で終了する場合があります。また、浸透ますは、ゴミがつまらないように定期的に点検・清掃をお願いします。



雨水貯留槽



雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ

1月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分	☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士（面談のみ）	9日夜10日 10日夜16日 17日夜23日 24日	予約制（電話可） 受付☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※4日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は年度内一人につき1回（25分以内）、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政（国に対する要望）	18日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分
行政書士（遺言書等作成）	11日 18日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故書士（登記・少額訴訟）	16日 19日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時30分 奇数月第3金曜日午後1時30分～4時30分
不動産（取引・契約）	25日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション（近隣・管理組合）	12日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（11日まで受け付け）
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	
人権擁護委員（近隣問題など）	9日	毎月第2火曜日午前9時～11時30分
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課
社会福祉士（成年後見制度）	18日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。15日まで受け付け）
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可）） 毎週月曜・火曜・木曜日午前9時10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課
手話通訳設置	毎週月曜日午後1時～5時と水曜・金曜日午前9時～正午	市役所1階障がい福祉課
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課
駐留軍離職者	18日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課
母子・父子家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所5階青少年センター1階青少年相談室
教子（子どもいじめホットライン）	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	市役所5階教育研究所
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午 午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課